

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり5万円の緊急支援給付金事業を実施します。

- 対象** ① 令和4年9月30日現在、本町に住民登録があり、世帯全員が住民税非課税の世帯（生活保護世帯を含む）。
- ② 予期せず家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）。

※①に該当する世帯には12月上旬ごろにお知らせと確認書を郵送しますので、確認書を返送してください。

②に該当する世帯の方は、下記まで問い合わせしてください。

問い合わせ先：総務課 総務情報グループ ☎82-4277

高齢者・障がい者生活支援給付金

日用品などの物価高騰が続いていることから、**高齢者および障がい者に1人1万円**を支給します。

- 対象** 令和4年11月1日時点で町内に住民登録されている高齢者（昭和33年4月1日以前に生まれた方）および障がい者（身体障害者手帳等級1級および2級、療育手帳交付区分「A」、精神障がい者保健福祉手帳等級1級のいずれかの手帳交付を受けている方）。

申請 対象者には12月上旬以降案内を送付します。

【申請不要給付対象者】

令和3年度実施の同事業に申請された方で、世帯主に変更がない方は原則申請不要です。給付通知書を送付し、通知書に記載の口座に振り込みます。

【申請給付対象者】

支給申請書を送付しますので、必要書類を貼付し、令和5年1月31日までに申請してください。

問い合わせ先：高齢者介護課 高齢者保健福祉グループ ☎82-5541

子育て世帯生活支援臨時給付金

新型コロナウイルス感染症拡大などによる物価高騰を踏まえ、子育て世帯の生活支援として給付金を支給します。

支給額	対象児童1人につき1万円
支給対象児童等	①令和4年9月分の児童手当（本則給付・特例給付）支給対象となる児童 ※所得制限超過により児童手当受給資格喪失した対象児童も含む
	②9月30日時点で高校生など（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童 ※町外在住児童も含む
	③9月30日時点で大学生など（平成12年4月2日～平成16年4月1日生まれ）で、保護者の令和4年度住民税扶養親族として申告されている者 ※町外在住者も含む
	④令和5年3月31日までに生まれた児童（新生児）
支給対象者	①～④の支給対象児童等を養育しており、町内に住民登録されている方に支給されます。対象の方には11月から順次案内を開始しています。詳細は町ホームページを参照してください。

問い合わせ先：子育て支援課 ☎85-2021